

作業環境測定の対象項目にホルムアルデヒドが追加になりました

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則が改正され、ホルムアルデヒドが第3類物質から特定第2類物質に変更されました。これに伴い、ホルムアルデヒドを製造・使用する屋内作業場では平成21年3月1日より作業環境測定（6ヶ月以内ごとに1回）が義務付けられました。

◎作業環境測定とは？

工場・作業場でのサンプリングから試験まで作業環境測定士（国家資格）が行い、客観的な作業環境評価データを提供します。ホルムアルデヒドの管理濃度は0.1ppmで、測定及び評価の記録の保存期間は30年です。当協会ではすでに多くの測定実績を有しています。

◎対象となる作業場とは？

ホルムアルデヒド又はこれを1%（重量）を超えて含有する物を製造・使用する屋内作業場が対象となります。

◎ホルムアルデヒドの使用例

壁紙や合板などに用いる接着剤、医療機関での臓器保存などに用いる防腐剤、尿素樹脂やメラミン樹脂などの製造原料のほか、メッキ液、界面活性剤、塗料などに用いられています。

◎ホルムアルデヒドの有害性

①発がん性

IARC（国際がん研究機関）の評価で、グループ1（ヒトに対する発がん性有り）とされています。

②感作性（アレルギー）

気道感作性第2群（おそらく有り）、呼吸器感作性第1群（有り）。

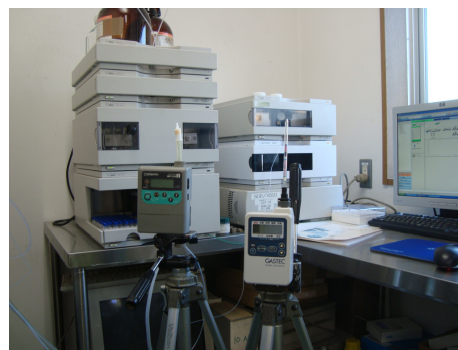
③その他の影響

目や粘膜を刺激します。

慢性症状として肝臓・腎臓への障害があります。

労働安全衛生は、企業にとってコストではなく生産性を高めるものです。従業員の安全と安心を確保することは職場の活力を生み、無事故・無災害の継続は企業価値を高めるものです。積極的に労働安全衛生に取り組んでみませんか。

作業環境のことなら、どんなことでもお気軽にお問合せください。



（ご相談窓口） **社団法人 日本油料検定協会 総合分析センター**

〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町 1-2-15

電話 078-841-4931 Fax 078-822-0530

作業環境測定士・栗飯原 隆（あいはら たかし）

URL <http://www.nykk.or.jp/>